

CONTENTS

2022年10月から段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます…2・3
令和4年度被扶養者資格再確認を行います…4 時間外受診は割増料金がかかります…5
年金シニアライフセミナー開催のお知らせ / レクリエーションパークゴルフを開催…6



第1回秋田県年金ポスターコンクール
「優秀賞」

横手市立横手明峰中学校 高橋 佳莉さん 作

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<https://www.nenkin.go.jp/> 電子政府の総合窓口 (e-Gov) →<https://www.e-gov.go.jp/>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

2022年10月から段階的に一部のパート・アルバイトの方の 社会保険の加入が義務化されます

被用者保険の適用拡大の意義

1. 被用者にふさわしい保障の実現
2. 働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築
3. 社会保障の機能強化

スケジュール（従業員数101人～500人企業の場合）

令和4（2022）年8月

日本年金機構より、令和4年10月から新たに適用拡大の対象となる事業所宛てに「**特定適用事業所該当事前のお知らせ**」文書を送付します。

上記のお知らせ文書が届いた事業所は、令和4年10月から短時間労働者として被保険者となる者にかかる被保険者資格取得届の提出準備をお願いします。

令和4（2022）年10月

対象者の「**被保険者資格取得届**」を5日までに提出 ※電子申請をお勧めしています。

提出後は、日本年金機構より「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」
協会けんぽより「被保険者証」が送付されます。

企業規模要件（従業員数のカウント方法）

- 1 企業規模要件の「従業員数」は、4分の3基準を満たす者を指し、**それ未満のパート労働者を含まない。**

中小企業基本法上の
「従業員数」
(※パートを含む)
⇒ 80人



被用者保険適用上の企業規模
要件における「従業員数」
(※パートを含まない)
⇒ 50人

- 2 月ごとに従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で従業員100人超の企業規模を上回ったら適用対象となる。

※一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回っても引き続き適用。ただし、**同意対象者（被保険者（4分の3基準を満たさない短時間労働者を含む）及び70歳以上の使用される者）の3/4以上で組織する労働組合又は同意対象者の3/4以上の同意等**で対象外とすることができる。

- 3 従業員数のカウントは、**法人は同一の法人番号を有する全適用事業所単位、個人事業所は個々の適用事業所単位**で行う。

労働時間要件 ⇒ **週の所定労働時間が20時間以上**あること

週の「所定労働時間」とは？

就業規則、雇用契約書等により、その者が週に勤務すべき時間をいう（雇用保険の取扱いと同様）。

「所定労働時間」が週単位で決まっていない場合

- ① **1か月単位**で定められている場合
⇒ 1か月の所定労働時間を12分の52（※）で除して算定
（特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は、その月を除いて算定）
 - ② **1年単位**で定められている場合
⇒ 1年の所定労働時間を52（※）で除して算定
 - ③ 1週間の所定労働時間が**短期的かつ周期的に変動**する場合
⇒ 平均により算定
- （※）それぞれ、1年間の月数を「12」、週数を「52」として週単位の労働時間に換算

賃金要件 ⇒ 賃金の月額が**8.8万円以上**であること

ここでいう「賃金」とは、週給、日給、時間給を**月額に換算**したものに、各諸手当を含めた所定内賃金のこと。ただし、次に掲げる賃金は除く。

除外対象となる賃金

- ① **臨時に支払われる賃金**
例 結婚手当など
- ② **1月を超える期間ごとに支払われる賃金**
例 賞与など
- ③ **時間外労働、休日労働及び深夜労働**に対して支払われる賃金
例 割増賃金など
- ④ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金
例 精皆勤手当、通勤手当、家族手当など

原則として学生は適用対象外

大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る）等（※）に在学する生徒又は学生 ⇒ **適用対象外**

（※）その他、除外対象となる学校などは、厚生年金保険法施行規則第9条の6に列挙

雇用期間の見込みが2か月超は適用

今回の法改正により、2022年10月以降、短時間労働者にかかる「勤務時間1年以上」の要件が撤廃
→ **今後は、フルタイム労働者と同様の基準が適用され、雇用期間の見込みが2か月超の場合に被用者保険の適用対象となる。**

日本年金機構のホームページにも、適用拡大に関するQ&A集などの役立つ情報を掲載しています。

日本年金機構 適用拡大

検索

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

令和4年度 被扶養者資格再確認を行います

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、資格の再確認を実施しています。

令和4年度につきましては、10月上旬から下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出をお願いいたします。

資格再確認は、現況確認だけではなく、保険料負担の軽減につながる大切な確認ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者（ご家族）

※対象となる方がいない場合は、被扶養者状況リストは送付されません。

送付時期

令和4年10月上旬から下旬にかけて、対象の事業所様へ送付します。

提出期限

令和4年11月30日（水）

添付書類

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。



別居、海外在住の方は
ご注意ください！

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストと併せて、同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

令和3年度の実績

- 扶養解除者数 約7.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約9億円

お問い合わせ先 協会けんぽ秋田支部 業務グループ ☎018-883-1800

時間外受診は割増料金がかかります

休日や夜間に診察してくれる医療機関があることは心強いことですが、診療時間外に受診すると、初診料や再診料に割増料金がかかります。また、夜間・早朝・休日に診療している診療所（ベッド19床以下のクリニックや医院）や薬局を利用する場合は、診療時間内でも割増料金がかかることがあります。緊急性の高い病気やケガのとき以外は、できる限り平日・昼間に受診するよう心がけましょう。

診療時間外の割増料金

		時間外加算 おおむね8時前と18時以降 土曜は8時前と正午以降	休日加算 日曜・祝日 年末年始の休診日	深夜加算 22時～翌6時
医療機関	初診 2,880円	+850円 (+2,300円)	+2,500円	+4,800円
	再診 730円	+650円 (+1,800円)	+1,900円	+4,200円
保険薬局	—	調剤技術料と 同額を算定	調剤技術料の 1.4倍を算定	調剤技術料の 2倍を算定

※1 () 内は救急病院などの場合

※2 上記の金額には健康保険が適用されます

診療時間内の割増料金

		平日・昼間	夜間・早朝等加算 18時～翌8時 土曜は正午～翌8時 日曜・祝日	夜間・休日等加算 19時～翌8時 土曜は13時～翌8時 日曜・祝日
医療機関	初診 2,880円	加算なし	+500円	—
	再診 730円	加算なし	+500円	—
保険薬局	—	加算なし	—	+400円

※1 夜間・早朝等加算は「診療所」のみ加算できます

※2 上記の金額には健康保険が適用されます



詳しくはこちらをご覧ください

夜間・早朝・休日の受診で迷ったら・・・

●子ども医療電話相談事業 # 8000 ● 毎日：午後7：00～翌午前8：00まで

夜間に小さなお子さんの急な症状で心配になったときは、まず小児救急相談の利用を考えてみましょう。

全国統一の短縮番号 # 8000を押すと相談窓口へ転送され、症状に応じた適切なアドバイスを受けられます。

お問い合わせ先 協会けんぽ秋田支部 企画総務グループ ☎018-883-1841

年金シニアライフセミナー

これからの「不安」を
「楽しみ」に変える3時間

定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催します。
ご夫婦での参加も歓迎します。

- 日 時 令和4年11月7日(月) 午後1時30分～4時30分 (受付：午後1時00分～)
- 場 所 あきた芸術劇場ミルハス 中ホール (秋田駅下車・徒歩10分) TEL (018) 838-5822 (直通)

参加資格

秋田県内の年金事務所または全国健康保険協会秋田支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている50歳以上の被保険者とその配偶者(夫婦参加可能)及び社会保険委員、人事・厚生担当の方。
※セミナーの内容に興味をお持ちの方は年齢に関係なくご参加いただけます。

参加費用

- 会員事業所の被保険者の方およびその配偶者 **無 料**
 - 非会員事業所の被保険者およびその配偶者 **1,000円/1名**
- 参加費用(教材費)については、受付にてお申し領収書を発行いたします。

申込締切

令和4年10月14日(金) 必着 ※ただし、定員(200名)になり次第締め切らせていただきます。

セミナーの内容

- ①シニアライフの生活を支える年金制度と医療保険のしくみと手続き
 - ②ライフプランと生きがい(生きがいのある生活を築くために)
 - ③家庭経済プラン(これからの家計プランの作成方法)
- ※セミナーの内容は、変更される場合があります。

申込方法

参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)秋田県社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。

その他

駐車場は混雑することが予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

申込み・問合せ先 **秋田県社会保険協会** 〒010-0001 秋田市中通6-7-9 TEL 018-831-6205 FAX 018-832-3681

年金シニアライフセミナー参加申込書

事業所名			事業所整理記号		
			不明の場合は結構です		
事業所所在地	〒				
事業所電話番号			事業所FAX番号		
参加希望者氏名	性別 男・女	年齢	歳	・被保険者 ・社会保険委員	
参加希望配偶者名	性別 男・女	年齢	歳		

※お申し込みが多数の場合はコピーしてご使用ください。

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

支部からの
お知らせ

主催/社会保険協会本荘支部 共催/本荘地区社会保険委員会

レクリエーションパークゴルフ大会を開催

秋田県社会保険協会本荘支部では、本年度の健康づくり事業の一環として本荘地区社会保険委員会との共催のもと、次のとおりレクリエーションパークゴルフ大会を開催します。
・社会保険協会本荘支部の会員事業所の皆様には、参加申込案内を同封しております。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止となる場合もあります。

- 日 時 令和4年10月1日(土) 受付開始12時30分
- 会 場 八塩パークゴルフ場(由利本荘市東由利田代字沢中41-6)
- 申込方法 同封の大会参加申込書により、令和4年9月16日(金)までにFAXまたは郵送で、
一般財団法人秋田県社会保険協会あてお申し込み願います。



健康経営について



協会けんぽ秋田支部
保健グループ
工藤南斗



Q 当社は、協会けんぽの「健康経営宣言」を実施しています。しかし、社員の一人ひとりに「健康経営」が浸透しておらず、健康づくり担当者止まりとなっています。どのように浸透させていけばよいのでしょうか？

A 健康経営は担当者だけが頑張るのではなく、職場全体で取り組む体制を築くことが重要です。そのためには、企業のトップの理解が必要不可欠です。以下の一例を参考に職場全体で健康経営に取り組む体制づくりを行ってはいかがでしょうか。

1. 経営陣が健康経営の重要性を認識する
2. 健康経営を行うことを社内外に発信する
3. 健康経営推進チームを設置し体制を構築する
4. 健康課題の整理・確認をする
5. 計画を作成し実行する
6. 実施結果を振り返り軌道修正を行う

すべてのステップがスムーズに進むとは限りませんが、担当者からの発信だけでなく、社員の皆さまからの意見を吸い上げ、双方向のやり取りを行うことで協力いただける方も増えていくと思われます。

健康課題はすぐに解決に至らない場合がほとんどです。中長期的な視点から粘り強く取り組みましょう。

また、協会けんぽでは、健康づくりポスター・情報誌の提供、健康講座の実施等を通して事業所様のサポートを行っております。「社員の健康意識醸成が進まず困っている…」という場合には、ぜひご相談ください。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

随想 ふきのとう



「父の言葉に感謝!!」

「いつも元気で明るくて悩み事なんてなさそうだね」と言われることがよくあります。

子供の頃は人見知りや激しく、なかなか人前に出ることが出来ず、自分の意見や考えが伝えられず悲しく切ない思いを沢山しました。中学校三年生の夏休みの夕暮れ、そんな自分を大きく変えるきっかけとなった出来事がありました。仕事から帰ってきた父からの「秋田市内の高校への進学を考えてみなさい」の突如の一言に大きな不安と小さな期待が交錯し呆然としてしまった自分を今も覚えています。自分なりに考え、これまで自分を支え見守ってくれた父の考えに間違いはないと信じ自分の進路をそこに定め、三年間の寮生活



を行うことを決断しました。一人っきりの秋田市での高校生活では、「今までのような誰かに甘え、誰かが何とかしてくれる」という生ぬるい環境から、自分から行動しないと何一つ始まらない環境へと大きく変わり戸惑いの日々が続きましたが、この経験こそが、自分にとって大きな糧となっていると実感しております。今振り返り、あの時の父の言葉に改めて感謝しています。

いろんな場面で力強い言葉をくれた父ですが六十一歳の若さで他界したことで、急遽、父の会社を引き継ぐことになりました。当時の何もかもが全くと言っていいほど分かっていなかった私でしたが従業員や廻りの皆様の支えがあつて、どうにか社長としての一步を踏み出すことができました。辛くて投げだしたくなる時期もありましたが、その時から早〇年が経ち、お陰様で会社も昨年五十周年の節目を迎えることとなりました。会合などで「何を作っている会社ですか？」と聞かれることがあります。一般的に目に見える場所にはなくて装置の更にある中の部品の中の一部にあり説明に窮することがあります。簡単に説明しますと弊社が加工している平行平面精密板硝子は光学業界のみならず、医療系測定機や半導体関連部品へ応用など様々な業界に採用されており、この先も皆様のお役に立てる会社として邁進するよう努めて参ります。

有限会社 十文字光学

大木紀子

健康トピックス

第202回 気になる鼻の症状

季節性アレルギー性鼻炎で特に症状の出るものです。涼しくなって鼻水が出始めると風邪と間違えることもあります。倦怠感もないのに水っぽい鼻水が多い時には秋のアレルギー性鼻炎を疑ってみましょう。また、鼻に関する症状はいろいろありますので代表的なものをご紹介します。



病気の名前	症状や原因など
秋のアレルギー性鼻炎	季節性アレルギー性鼻炎で特に秋に症状が出るもの。倦怠感もなく水っぽい鼻水が出始める。風邪と間違えることがある。
花粉症	抗原が植物の花粉によって引き起こされるアレルギー性鼻炎の1つ。
風邪（かぜ）	風邪症候群ともいう。感染症、特にウイルスによる鼻、のどなどの上気道の急性炎症の総称。（物理的・科学的刺激によるもの・アレルギー性のものなど非感染症のものを含めることもある）
鼻茸・鼻ポリープ	鼻腔や副鼻腔の粘膜からできる良性の腫瘍。原因は感染とアレルギーが多い。鼻づまり・鼻汁・後鼻漏・頭痛・においが分からなくなるなどが症状。
好酸球性副鼻腔炎	鼻の中の両側に鼻茸が発生し、粘りのある鼻汁が継続する副鼻腔炎。高度の鼻閉と臭覚障害が特徴。ステロイドの内服が必須。気管支喘息やアスピリン喘息、アレルギー体質を伴うことが多い。
嗅覚障害	においの通る道が狭くなる・神経・脳など様々な理由で起こる。十分な検査と治療を要する。
アデノイド増殖症 咽頭扁桃肥大症	アデノイドとは鼻の裏側、上咽頭にあるリンパ組織。これが大きくなりすぎた状態。過度に大きくなると急性中耳炎・鼻づまり・口呼吸・睡眠時無呼吸症候群などが生じる場合がある。
鼻中隔湾曲症	鼻中隔（鼻の中央にあたって鼻腔を左右に仕切る壁）が曲がっていることが原因で起こる。成人の約8～9割の人は湾曲しているが、鼻づまりなどの症状が出た場合診断される。
慢性鼻炎	繰り返す感染症やほかの刺激により鼻粘膜が慢性的に赤く腫れた状態。鼻づまりが長引く。
急性鼻炎	風邪ウイルスや埃、大気汚染物質によって引き起こされた炎症。鼻づまり・鼻水・くしゃみなどが症状。
慢性副鼻腔炎・蓄膿症	鼻の粘膜に炎症が起こり、鼻の周囲にある副鼻腔にも炎症が波及した状態が蔓延し、慢性になった状態。鼻漏や鼻づまりなど副鼻腔の慢性的な炎症が12週間以上消失しない状態。
急性副鼻腔炎	鼻腔に隣接する空洞である副鼻腔に急性炎症を起こした状態。風邪を契機に発症することが多い。鼻漏や鼻づまりなど副鼻腔の炎症が4週間以内の状態。

自己判断することなく、気になる症状は専門医を受診することをお勧めします

— 職場内で回覧しましょう —

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談はカレンダー 日です。（開所時間は、午後7時まで）
休日の年金相談はカレンダー 日です。（開所時間は、午前9時30分から午後4時まで）
年金相談・お手続きの際は、予約相談をご利用ください。

令和4年9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

令和4年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

0570-058-555（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1144（一般電話）

★ねんきんダイヤル（一般的な年金相談）

0570-05-1165（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1165（一般電話）

（受付時間）月曜日：午前8時30分～午後7時まで
火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日にはご利用いただけません。

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。

社会保険
あきた
令和4年8・9月号

発行

一般財団法人 秋田県社会保険協会
〒010-0001 秋田市中通 6 丁目 7-9
TEL018-831-6205 FAX018-832-3681

資料
提供

秋田・鷹巣・大曲・本荘 年金事務所
全国健康保険協会秋田支部